

鋼船規則 B 編における改正の解説 (傾斜試験に関する検査要領)

1. はじめに

2026 年 6 月公表の、傾斜試験に関する検査要領に関する改正について、その内容を解説する。改正の対象は、鋼船規則 B 編である。なお、本改正は 2026 年 7 月 1 日から適用される。

2. 改正の背景

傾斜試験において精度の高い結果を得ることを目的として、本会では標準的な試験方法を鋼船規則 B 編附属書に規定している。一方、IACS は傾斜試験の推奨手順を示した IACS 勧告 No.31 を定めており、国際的な指針の一つとなっている。

このため、最新の IACS 勧告 No.31 (Rev.3) を参考に、試験条件及び計測方法等について、関連規定を見直した。

3. 改正の内容

本附属書は、傾斜試験の標準的な実施方法を示すものであり、従前からその位置付けに変更はなく、他の適切な方法を妨げるものではない。主な改正点は以下のとおりである。

(1) 試験時の船舶重量条件の見直し（超過基準の追加）

従来は、本会独自の基準として傾斜おもり、液体バラスト、燃料油、ディーゼル油、清水の重量を除いて軽荷重量に対して 2% の超過までとする旨が規定されていた。今回の改正では、新たに液体バラストの重量のみを除いた場合に、軽荷重量に対して 4% 以内の超過を認める基準を追加した。これにより、従来の基準と新基準のいずれかを満たす重量で試験を実施することが求められる。

(2) 振り子/U字管の長さ及び配置の明確化

試験時にすべてのおもりを移動した際、振り子の最大振れ幅又は U 字管の液位差は、初期位置の両側で原則として 15 cm 以上を確保することを原則とした。また、十分な傾斜角を得られない場合には、本規定を代替条件として適用できる旨を新たに規定した。

(3) トリム及びメタセンタ高さに関する規定

試験精度の確保のため、過度なトリムは避けることを明記した。試験時の復元力を確保する目的で、最小メタセンタ高さを 0.20 m 以上とする基準を新たに規定した。

(4) その他

IACS 勧告 No.31 に基づき、用語、記述の整理や構成の調整等を行った。